

# 令和6年度須恵町保育所等徴収金基準額表

単位：円

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）					
		保育標準時間		保育短時間			
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳児以上の場合	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合		
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0 (別途給食費がかかります。金額は園によって異なります。)	0	0 (別途給食費がかかります。金額は園によって異なります。)		
第2階層	市町村民税 ひとり親世帯等	0		0			
	非課税世帯 ひとり親世帯等以外の世帯	( 0 ) 《 0 》		( 0 ) 《 0 》			
第3階層	市町村民税課税世帯 所得割課税額 48,600円未満	9,000 ( 0 ) 《 0 》		9,000 ( 0 ) 《 0 》		9,000 ( 0 ) 《 0 》	9,000 ( 0 ) 《 0 》
	ひとり親世帯等以外の世帯	19,500 ( 9,750 ) 《 0 》		19,300 ( 9,650 ) 《 0 》		19,300 ( 9,650 ) 《 0 》	19,300 ( 9,650 ) 《 0 》
第4階層 (4-1)	所得割課税額 48,600円以上	9,000 ( 0 ) 《 0 》		9,000 ( 0 ) 《 0 》		9,000 ( 0 ) 《 0 》	9,000 ( 0 ) 《 0 》
	ひとり親世帯等以外の世帯 57,700円未満	22,000 ( 11,000 ) 《 0 》		21,600 ( 10,800 ) 《 0 》		21,600 ( 10,800 ) 《 0 》	21,600 ( 10,800 ) 《 0 》
第4階層 (4-2)	所得割課税額 57,700円以上	9,000 ( 0 ) 《 0 》		9,000 ( 0 ) 《 0 》		9,000 ( 0 ) 《 0 》	9,000 ( 0 ) 《 0 》
	ひとり親世帯等以外の世帯 61,000円未満	22,000 ( 11,000 ) 《 0 》		21,600 ( 10,800 ) 《 0 》		21,600 ( 10,800 ) 《 0 》	21,600 ( 10,800 ) 《 0 》
第4階層 (4-3)	所得割課税額 61,000円以上	9,000 ( 0 ) 《 0 》		9,000 ( 0 ) 《 0 》		9,000 ( 0 ) 《 0 》	9,000 ( 0 ) 《 0 》
	ひとり親世帯等以外の世帯 73,000円未満	25,000 ( 12,500 ) 《 0 》		24,600 ( 12,300 ) 《 0 》		24,600 ( 12,300 ) 《 0 》	24,600 ( 12,300 ) 《 0 》
第4階層 (4-4)	所得割課税額 73,000円以上	9,000 ( 0 ) 《 0 》		9,000 ( 0 ) 《 0 》		9,000 ( 0 ) 《 0 》	9,000 ( 0 ) 《 0 》
	ひとり親世帯等以外の世帯 77,101円未満	28,000 ( 14,000 ) 《 0 》		27,500 ( 13,750 ) 《 0 》		27,500 ( 13,750 ) 《 0 》	27,500 ( 13,750 ) 《 0 》
第4階層 (4-5)	所得割課税額 77,101円以上 85,000円未満	28,000 ( 14,000 ) 《 0 》		27,500 ( 13,750 ) 《 0 》		27,500 ( 13,750 ) 《 0 》	27,500 ( 13,750 ) 《 0 》
第4階層 (4-6)	所得割課税額 85,000円以上 97,000円未満	30,000 ( 15,000 ) 《 0 》		29,500 ( 14,750 ) 《 0 》		29,500 ( 14,750 ) 《 0 》	29,500 ( 14,750 ) 《 0 》
第5階層	所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	44,500 ( 22,250 ) 《 0 》		43,700 ( 21,850 ) 《 0 》		43,700 ( 21,850 ) 《 0 》	43,700 ( 21,850 ) 《 0 》
第6階層	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	61,000 ( 30,500 ) 《 0 》		60,000 ( 30,000 ) 《 0 》		60,000 ( 30,000 ) 《 0 》	60,000 ( 30,000 ) 《 0 》
第7階層	所得割課税額 301,000円以上	80,000 ( 40,000 ) 《 0 》		78,600 ( 39,300 ) 《 0 》		78,600 ( 39,300 ) 《 0 》	78,600 ( 39,300 ) 《 0 》

**備 考**

1. 保育料算定の際、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割控除額等は控除しません。
2. 世帯状況の変更や修正申告等に伴う市町村民税額に変更があった場合は、保育料が変わる場合があります。
3. 保育料の滞納がある場合、児童手当法の規定による特別徴収（滞納分を児童手当から徴収）を行う場合があります。
4. この保育料とは別に、園によって教材費などの実費徴収等がある場合があります。

☆幼児教育の段階的無償化に伴い、多子世帯・ひとり親世帯等で下記に該当する場合、軽減措置が適用されます。

【所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等】

・保護者が監護し、生計同一の子ども（小学校以上含む）をカウントします。第1子半額、第2子以降無料

【所得割課税額が57,700円未満のひとり親世帯等以外の世帯】

・保護者が監護し、生計同一の子ども（小学校以上含む）をカウントします。第2子半額、第3子以降無料

【上記以外の世帯】

・保護者が監護し、同一世帯の教育・保育施設等を利用する0歳から小学校入学前までの子どもをカウントします。

※第1子・・・上段の金額      第2子・・・（      ）の金額      第3子以降・・・《      》の金額